

## 合成樹脂製の器具又は容器包装の規格

食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第3のDの2  
最終改正:令和7年内閣府告示第95号

1. フェノール樹脂、メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装		規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
項 目			使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質規格	カドミウム	100 µg/g以下	4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	4 %酢酸 90°C × 30分 水 90°C × 30分	11,000
	鉛	100 µg/g以下			
溶出規格	重金属	比較標準液の呈する色より濃くではない(1 µg/mL以下)	4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	4 %酢酸 90°C × 30分 水 90°C × 30分	3,500
	フェノール	5 µg/mL以下			
溶出規格	ホルムアルデヒド	対照液の呈する色より濃くではない(約4 µg/mL以下)	30 µg/mL以下	ヘプタン 25°C × 1時間 20 %エタノール 60°C × 30分	6,000
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム 酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳			
溶出規格	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食 品、クリーム並びに酒 類等以外の食品	4 %酢酸 60°C × 30分	4 %酢酸 90°C × 30分	4,500
		上記以外の食品 (pH4.6を超える)	水 60°C × 30分	水 90°C × 30分	4,500

2. ホルムアルデヒドを製造原料とする合成樹脂製の器具又は容器包装(1.を除く)		規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
項 目			使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質規格	カドミウム	100 µg/g以下	4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	4 %酢酸 90°C × 30分 水 90°C × 30分	11,000
	鉛	100 µg/g以下			
溶出規格	重金属	比較標準液の呈する色より濃くではない(1 µg/mL以下)	30 µg/mL以下	ヘプタン 25°C × 1時間 20 %エタノール 60°C × 30分	3,500
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下			
溶出規格	ホルムアルデヒド	対照液の呈する色より濃くではない(約4 µg/mL以下)	30 µg/mL以下	ヘプタン 25°C × 1時間 20 %エタノール 60°C × 30分	6,000
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム 酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳			
溶出規格	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食 品、クリーム並びに酒 類等以外の食品	4 %酢酸 60°C × 30分	4 %酢酸 90°C × 30分	4,500
		上記以外の食品 (pH4.6を超える)	水 60°C × 30分	水 90°C × 30分	4,500

3. ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装		規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
項 目			使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質規格	カドミウム	100 µg/g以下	4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	4 %酢酸 90°C × 30分 水 90°C × 30分	11,000
	鉛	100 µg/g以下			
溶出規格	ジブチルスズ化合物	50 µg/g以下	30 µg/mL以下	ヘプタン 25°C × 1時間 20 %エタノール 60°C × 30分	22,000
	リン酸トリクロレジル	1 mg/g以下			
溶出規格	塩化ビニル	1 µg/g以下	4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	4 %酢酸 90°C × 30分 水 90°C × 30分	17,000
	重金属	比較標準液の呈する色より濃くではない(1 µg/mL以下)			
溶出規格	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下	150 µg/mL以下	ヘプタン 25°C × 1時間 20 %エタノール 60°C × 30分	4,500
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム 酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳			
溶出規格	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食 品、クリーム並びに酒 類等以外の食品	4 %酢酸 60°C × 30分	4 %酢酸 90°C × 30分	4,500
		上記以外の食品 (pH4.6を超える)	水 60°C × 30分	水 90°C × 30分	4,500

## 4. ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

項目	規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質規格	カドミウム 鉛	100 µg/g以下 100 µg/g以下		11,000
	重金属	比較標準液の呈する色より濃くではない(1 µg/mL以下)	4 %酢酸 60°C × 30分 4 %酢酸 90°C × 30分	3,500
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下	水 60°C × 30分 水 90°C × 30分	4,500
溶出規格	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム	使用温度100°Cを超える: 30 µg/mL以下 使用温度100°C以下: 150 µg/mL	ヘプタン 25°C × 1時間 7,500
		酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳	30 µg/mL以下	20 %エタノール 60°C × 30分 4,500
		油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品		4 %酢酸 60°C × 30分 4 %酢酸 90°C × 30分 4,500
		酸性食品(pH4.6以下)		水 60°C × 30分 水 90°C × 30分 4,500
		上記以外の食品(pH4.6を超える)		4,500

## 5. ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

項目	規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質規格	カドミウム 鉛	100 µg/g以下 100 µg/g以下		11,000
	スチレン類  〔スチレン、トルエン、 エチルベンゼン、 イソプロピルベンゼン、 プロピルベンゼン〕	合計5 mg/g以下  但し、熱湯用発泡ポリスチレンは、合計が2 mg/g以下、かつ スチレン及びエチルベンゼンがそれぞれ1 mg/g以下		12,000
溶出規格	重金属	比較標準液の呈する色より濃くではない(1 µg/mL以下)	4 %酢酸 60°C × 30分 4 %酢酸 90°C × 30分	3,500
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下	水 60°C × 30分 水 90°C × 30分	4,500
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム	240 µg/mL以下	ヘプタン 25°C × 1時間 7,500
		酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳	30 µg/mL以下	20 %エタノール 60°C × 30分 4,500
		油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品		4 %酢酸 60°C × 30分 4 %酢酸 90°C × 30分 4,500
		酸性食品(pH4.6以下)		水 60°C × 30分 水 90°C × 30分 4,500
		上記以外の食品(pH4.6を超える)		4,500

## 6. ポリ塩化ビニリデンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

項目	規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質規格	カドミウム 鉛 バリウム 塩化ビニリデン	100 µg/g以下 100 µg/g以下 100 µg/g以下 6 µg/g以下		11,000 11,000 17,000
溶出規格	重金属	比較標準液の呈する色より濃くではない(1 µg/mL以下)	4 %酢酸 60°C × 30分 4 %酢酸 90°C × 30分	3,500
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下	水 60°C × 30分 水 90°C × 30分	4,500
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム	30 µg/mL以下	ヘプタン 25°C × 1時間 7,500
		酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳		20 %エタノール 60°C × 30分 4,500
		油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品		4 %酢酸 60°C × 30分 4 %酢酸 90°C × 30分 4,500
		酸性食品(pH4.6以下)		水 60°C × 30分 水 90°C × 30分 4,500
		上記以外の食品(pH4.6を超える)		4,500

## 7. ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

項目	規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質 規格	カドミウム 鉛	100 µg/g以下 100 µg/g以下		11,000
	重金属	比較標準液の呈する色より濃くではない(1 µg/mL以下)	4 %酢酸 60°C × 30分	3,500
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下	水 60°C × 30分	4,500
	アンチモン	0.05 µg/mL以下	4 %酢酸 60°C × 30分	7,500
	ゲルマニウム	0.1 µg/mL以	4 %酢酸 90°C × 30分	8,000
溶出規格	蒸発残留物  接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム	30 µg/mL以下	ヘプタン 25°C × 1時間
		酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳		20 %エタノール 60°C × 30分
		油脂及び脂肪性食 品、クリーム並びに酒 類等以外の食品		4 %酢酸 60°C × 30分
		酸性食品(pH4.6以下)		4 %酢酸 90°C × 30分
		上記以外の食品 (pH4.6を超える)		水 60°C × 30分
				水 90°C × 30分
				4,500

## 8. ポリメタクリル酸メチルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

項目	規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質 規格	カドミウム 鉛	100 µg/g以下 100 µg/g以下		11,000
	重金属	比較標準液の呈する色より濃くではない(1 µg/mL以下)	4 %酢酸 60°C × 30分	3,500
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下	水 60°C × 30分	4,500
	メタクリル酸メチル	15 µg/mL以下	20 %エタノール 60°C × 30分	12,000
溶出規格	蒸発残留物  接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム	30 µg/mL以下	ヘプタン 25°C × 1時間
		酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳		20 %エタノール 60°C × 30分
		油脂及び脂肪性食 品、クリーム並びに酒 類等以外の食品		4 %酢酸 60°C × 30分
		酸性食品(pH4.6以下)		4 %酢酸 90°C × 30分
		上記以外の食品(pH4.6を超える)		水 60°C × 30分
				水 90°C × 30分
				4,500

## 9. ポリアミドを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

項目	規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質 規格	カドミウム 鉛	100 µg/g以下 100 µg/g以下		11,000
	重金属	比較標準液の呈する色より濃くではない(1 µg/mL以下)	4 %酢酸 60°C × 30分	3,500
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下	水 60°C × 30分	4,500
	カプロラクタム	15 µg/mL以下	20 %エタノール 60°C × 30分	12,000
溶出規格	蒸発残留物  接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム	30 µg/mL以下	ヘプタン 25°C × 1時間
		酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳		20 %エタノール 60°C × 30分
		油脂及び脂肪性食 品、クリーム並びに酒 類等以外の食品		4 %酢酸 60°C × 30分
		酸性食品(pH4.6以下)		4 %酢酸 90°C × 30分
		上記以外の食品 (pH4.6を超える)		水 60°C × 30分
				水 90°C × 30分
				4,500

## 10. ポリメチルペンテンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

項目	規 格	溶出条件		料金 (税別・円)	
		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える		
材質規格	カドミウム 鉛	100 µg/g以下 100 µg/g以下	4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	4 %酢酸 90°C × 30分 水 90°C × 30分	11,000 3,500
溶出規格	重金属	比較標準液の呈する色より濃くではない(1 µg/mL以下)			
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下	4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	4 %酢酸 90°C × 30分 水 90°C × 30分	4,500 4,500
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム	120 µg/mL以下	ヘプタン 25°C × 1時間	7,500
		酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳	30 µg/mL以下	20 %エタノール 60°C × 30分	4,500
		油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品		4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	4,500 4,500
		酸性食品(pH4.6以下) 上記以外の食品(pH4.6を超える)		4 %酢酸 90°C × 30分 水 90°C × 30分	4,500

## 11. ポリカーボネートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

項目	規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質規格	カドミウム 鉛	100 µg/g以下 100 µg/g以下	4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	11,000 ※1 27,000 22,000
	ビスフェノールA類	500 µg/g以下(ビスフェノールA、フェノール及びp-tert-ブチルフェノールの合計値)		
	ジフェニルカルボネート	500 µg/g以下		
	アミン類	1 µg/g以下(トリエチルアミン及びトリブチルアミンの合計値)		
	重金属	比較標準液の呈する色より濃くではない(1 µg/mL以下)		
溶出規格	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下	4 %酢酸 90°C × 30分 水 90°C × 30分	3,500 4,500
	ビスフェノールA類 接触する食品のタイプに応じて溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム	ヘプタン 25°C × 1時間 20 %エタノール 60°C × 30分 4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	※2 4溶媒で 37,000
		酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳		
		油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品		
		酸性食品(pH4.6以下) 上記以外の食品(pH4.6を超える)		
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム	ヘプタン 25°C × 1時間 20 %エタノール 60°C × 30分 4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	7,500 4,500 4,500 4,500
		酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳		
		油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品		
		酸性食品(pH4.6以下) 上記以外の食品(pH4.6を超える)		
		ヘプタン 25°C × 1時間 20 %エタノール 60°C × 30分 4 %酢酸 90°C × 30分 水 90°C × 30分		

※1 個別の料金はビスフェノールAが22,000円、ジフェニルカルボネートが17,000円です。

※2 料金は1溶媒で22,000円、2溶媒で27,000円、3溶媒で32,000円です。

## 12. ポリビニルアルコールを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

項目	規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質規格	カドミウム 鉛	100 µg/g以下 100 µg/g以下	4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	11,000 3,500
	重金属	比較標準液の呈する色より濃くではない(1 µg/mL以下)		
溶出規格	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下	4 %酢酸 90°C × 30分 水 90°C × 30分	4,500
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム	ヘプタン 25°C × 1時間 20 %エタノール 60°C × 30分 4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	7,500 4,500 4,500 4,500
		酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳		
		油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品		
		酸性食品(pH4.6以下) 上記以外の食品(pH4.6を超える)		

## 13. ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

項目	規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質規格	カドミウム	100 µg/g以下	4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	11,000
	鉛	100 µg/g以下		
溶出規格	重金属	比較標準液の呈する色より濃くはならない(1 µg/mL以下)	4 %酢酸 90°C × 30分	3,500
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下	水 90°C × 30分	4,500
溶出規格	総乳酸	30 µg/mL以下	ヘプタン 25°C × 1時間 20 %エタノール 60°C × 30分	16,000
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム 酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳		
溶出規格	油脂及び脂肪性食品 クリーム並びに酒類等以外の食品	酸性食品(pH4.6以下) 上記以外の食品(pH4.6を超える)	4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	4,500
			水 90°C × 30分	4,500

## 14. ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

項目	規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質規格	カドミウム	100 µg/g以下	4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	11,000
	鉛	100 µg/g以下		
溶出規格	重金属	比較標準液の呈する色より濃くはならない(1 µg/mL以下)	4 %酢酸 90°C × 30分	3,500
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下	水 90°C × 30分	4,500
溶出規格	ケルマニウム	0.1 µg/mL以下	4 %酢酸 60°C × 30分	4 %酢酸 90°C × 30分
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム 酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳	ヘプタン 25°C × 1時間 20 %エタノール 60°C × 30分	8,000
溶出規格	油脂及び脂肪性食品 クリーム並びに酒類等以外の食品	酸性食品(pH4.6以下) 上記以外の食品(pH4.6を超える)	4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	4,500
			水 90°C × 30分	4,500

## 15. その他の合成樹脂製の器具又は容器包装(一般規格)

項目	規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質規格	カドミウム	100 µg/g以下	4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	11,000
	鉛	100 µg/g以下		
溶出規格	重金属	比較標準液の呈する色より濃くはならない(1 µg/mL以下)	4 %酢酸 90°C × 30分	3,500
	過マンガソ酸カリウム消費量*	10 µg/mL以下	水 90°C × 30分	4,500

\*過マンガソ酸カリウム消費量に代えて「総溶出物試験」が導入されます。(令和8年6月1日施行 内閣府告示第95号 附則)